

平成 29 年九州北部豪雨災害におけるセーフティネット保証 4 号の認定について

福岡市においては中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の規定により、経営の安定に支障をきたしている中小企業者を支援するためにセーフティネット保証制度の認定業務を行っていますが、平成 29 年九州北部豪雨災害（以下、九州北部豪雨災害）の影響を受けている九州の一部の地域がセーフティネット保証 4 号における指定地域（以下、「指定地域」という。）に指定されております。

指定地域で事業を行っており、**本店所在地（個人事業主は主たる事業所）が福岡市内にある事業者で下記の要件を満たす場合は、福岡市においても同保証制度の認定が可能**です。

1 認定要件

- ①本店登記場所（個人事業主は所得税確定申告書に記載のある事業所）が福岡市内であり、指定地域に事業所がある事業者において、指定地域の事業所における事業活動が事業全体売上高等の概ね 20%以上を占めること。
 - ②九州北部豪雨災害の発生に起因して、指定地域内（注）において、1 年間以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後、原則として最近 1 か月の売上高等が前年同月比マイナス 20%以上の見込みであり、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比マイナス 20%以上の見込みであること。
（注）指定地域（平成 29 年 7 月 5 日～平成 29 年 10 月 12 日）
福岡県（朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町）、大分県（中津市、日田市）
- ※ 九州北部豪雨災害に起因して経営に生じた影響、今後の事業見通しについて詳しくお聞きしますので、経営状況を把握している会社の方が申請にお越しく下さい

2 提出書類

- ① 法人（個人事業主の場合は個人）の実印（申請書には、実印の押印が必要）
 - ② 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定による認定申請書
 - ③ 売上高及び売上見込明細表（様式指定・事前に記載しておくこと）
 - ④ 法人は履歴事項全部証明書の写真、個人事業主は直近の確定申告書の写真
 - ⑤ 指定地域において 1 年以上継続して事業を行っていることが分かる書類（営業許可証・建物の賃貸借契約書の写真など（所在地を確認できること））
 - ⑥ 認定要件を満たす売上高等の減少が分かる書類（残高試算表、売上台帳など）
 - ⑦ 被災前の指定地域の事業所における売上高等の事業全体に占める割合が分かる書類（被災前の営業地区ごとの売上台帳など（平成 29 年 6 月の売上又は直近の決算における売上にて判断します。））
- ※ 認定申請書には、売上高等の減少が九州北部豪雨災害によるものであることを明記することが必要です。

<参考> セーフティネット保証制度（第 4 号）の内容

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度です。

◆福岡市融資制度の場合

- ・対象資金：経営安定化特別資金（特例枠）※
 - ・保証割合：100%保証
 - ・融資限度額：1 億円
 - ・保証人：原則として個人は不要、法人は代表者
- ※ 福岡市外の設備に関する資金にはご利用できませんのでご注意ください。

（お問合わせ先）

福岡市博多区博多駅前 2 丁目 9 番 28 号 福岡商工会議所ビル 2 階
福岡市中小企業サポートセンター内（福岡市経済観光文化局中小企業振興部経営支援課）
Tel.092-441-2171 認定受付時間：平日 午前 9：00～午後 4：30